

# ARCO Trademark News Letter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

## DOMESTIC TOPICS

### ～商品の品番、型番は商標か？～

商品には、ハウスマーク等のブランドとは別に、例えば、被服の「XL」や靴の「24.5EEE」のように、サイズや性能を表す品番・型番としてローマ字や数字からなる文字列が用いられることがあります。これらは商標(出所表示)と言えるのでしょうか？

商標登録に関する審査基準(商標法第3条1項5号)において、ローマ字2字以下や数字からなる表示は、「商品の品番や型番」と理解され、識別力(自己の商品と他人の商品との区別機能)を有さないこととされており、例えば以下の商標が拒絶されています。

拒絶商標	指定商品
UT	発光ダイオード、他
603	被服
RN13	ぶどう酒

※上記に該当するようなものであっても、LEVISのジーンズ「501」をはじめ、以下のように永年の使用実績によって特定の業者の出所表示として周知性が認められた場合には、例外的に商標登録が認められます。

501	ジーンズ	リーバイ ストラウス アンド カンパニ
HP	電子計算機	ヒューレット・パッカード
SK-I	化粧品	ザ・プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー

※品番・型番と認識されるか否かは、商品ごとに判断されます。このため、商品を取扱う分野で品番等として普通に使用されていない場合には、識別力が認められる場合があります(例:「加工食品」における商標「LJ100」、不服2007-9876)。

一方、ローマ字3文字以上のものや、これらに数字を組み合わせたような品番・型番の場合、上記審査基準には商標登録の可否が明確に示されていません。特許庁が登録を認めた実例を見ますと、品番・型番とも見受けられる以下のような商標が登録されています。

登録商標	指定商品
RVF	自動車、他
MRO24	電気通信機械器具、他
LC/GC/MS-QP	医療用機械器具、他

### ☑ここがポイント

商品の品番・型番表示であっても、その構成や商品との関係によっては商標登録の対象となり得るものがあります。また、他社の出所表示として有名性が認められている品番・型番は、例外的に商標登録が認められる場合がありますので、自社商品の品番・型番表示が他社の商標権を侵害する可能性がある点、注意が必要です。

[弁理士: 足立ゆかり]

## OVERSEAS TOPICS

### 韓国—商標審査基準、一部改正

2011年1月1日より、韓国の商標審査基準が一部改正されました。主な改正内容は以下のとおりです。


#### 1. 結合商標の類似判断

2以上の語句が結びついた商標(結合商標。例えば、「春」と「爽快」を結合した「春爽快」)の場合、機械的に各語を分離して捉えるのではなく、取引上分離観察が自然な場合にのみ各語を分離して先行商標との類似性を判断する。

また、識別力のない文字が図案化されて登録された場合には、外観上の同一・類似性を中心に類似性を判断する。

#### 2. 氏名商標の類似判断

次に該当する氏名商標は全体観察により類似性を判断する。

- (i) 取引社会で氏名全体として使われている場合  
 <例. Calvin Klein>
- (ii) 国内の需要者に氏名全体としてある程度認識されている場合  
 <例. Michael Jackson>
- (iii) 外国でありふれた名前に姓が結合した場合  
 <例. 「steven BY STEVE MADDEN」と「steven ALAN」:  
 非類似>
- (iv) 商標の構成形態からみて全体で認識され得る場合  
 <例.  >

#### 3. 「不正の目的」の判断基準の具体化

韓国商標法第7条第1項第12号の「不正の目的」の判断において、以下の具体的事情を総合的に考慮する

- (i) 商標の周知著名または創作性の程度
- (ii) 商標の同一・類似性の程度
- (iii) 商標をめぐる交渉の有無とその内容、両当事者間の関係、出願人の事業準備の有無
- (iv) 商品の同一・類似性、経済的牽連関係の有無、
- (v) 取引事情など

[弁理士: 三上真毅]

